

J R 東海労働関西地「申」第31号
2021年3月30日

東海旅客鉄道株式会社
新幹線鉄道事業本部関西支社
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部
執行委員長 小林 國博

「96A、非常ブザー扱い」に関する申し入れ

3月18日、のぞみ96号、品川駅発車時にJRCP社員による「非常ブザー扱い」があった。しかも、運転士と車掌長及び後部車掌が連絡電話にてUSB扱いの対応をしている間に、JRCP社員が非常ブザーのリセットを行った。

今回の「非常ブザー扱い」は、JRCP社員が非常ブザーリセット後に車掌長に連絡しており、運転士が非常ブザー扱いを知ったのは、品川駅発車後であった。

JRCPのマニュアルでは「非常ブザーリセット後」に車掌長に連絡するとなっている。これでは、今後も同様の事象が起きる可能性があり安全上問題であると考える。

よって、下記の通り申し入れるので早急に団体交渉の場を設定すること。

記

1. 3月18日、のぞみ96号、品川駅発車時にJRCP社員による「非常ブザー扱い」事象について、時系列で明らかにすること。
2. JRCP社員による「非常ブザー扱い」があり、運転士と車掌長及び後部車掌は「非常ブザー扱い」の事象を知ったのは、品川駅発車後であった。その原因と対策を明らかにすること。
3. JRCP社員の「非常ブザー扱い」のマニュアルを明らかにすること。
4. JRCP社員の「非常ブザー扱い」のマニュアルに問題はないのか、会社の見解を明らかにすること。
5. JRCP社員の「非常ブザー扱い」のマニュアルでは、「非常ブザーリセット後に車掌長に連絡すること」になっているのか、明らかにすること。
6. 5項の取扱いマニュアルでは、安全上問題であると考える。この取扱いを「非常ブザー扱い後、直ちに車掌長に連絡すること」に変更すること。
7. 「非常ブザー扱い」時、運用指令は、列車を特定できるのか明らかにすること。

8. 移動禁止の指示で「駅等で停車中に非常ブザーが扱われたとき」、運用指令が列車を特定できるとすれば、運転士に対し「移動を禁止する」指示をすること。

以上